三　統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部	
十七　総括官の属する職制上の段階	総括官
十七の二　参事官の属する職制上の段階	参事官
十七の三　この項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等（以下「部局等」という。）の課長の監督を受けて所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	室長

に、

二十六　技術研究本部に置かれる内部部局	
百六　技術研究本部長の属する職制上の段階	本部長
百七　技術研究本部副本部長の属する職制上の段階	副本部長
百八　技術研究本部に置かれる内部部局（以下「技術研究本部内部部局」という。）の部長の属する職制上の段階	部長
百九　技術研究本部内部部局の課長の属する職制上の段階	課長
百十　技術研究本部内部局の課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	室長
百十一　第百九号又は前号に規定する官職を補佐し、次号又は第百十三号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	課長補佐
百十二　技術研究本部内の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
百十三　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
二十七　技術研究本部に附置される研究所及び先進技術推進センター	
百十四　技術研究本部の研究所長及び先進技術推進センター所長の属する職制上の段階	所長

百十五　技術研究本部に附置される研究所（以下「研究所」という。）の部長の属する職制上の段階	部長
百十六　研究所の課長又は先進技術推進センターの所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	課長
百十七　前号に規定する官職百十九号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	課長補佐
百十八　研究所の課又は先進技術推進センターの室の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
百十九　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
二十八　技術研究本部に附置される試験場	
百二十　この項第二欄第二十八号に掲げる部局又は機関等（以下「試験場」という。）の長を助け、試験場の事務を整理する官職の属する職制上の段階	副場長
百二十一　試験場の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
百二十二　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
二十九　装備施設本部	
百二十三　装備施設本部長の属する職制上の段階	本部長
百二十四　装備施設本部副本部長の属する職制上の段階	副本部長
百二十五　装備施設本部の課長の属する職制上の段階	課長